



会社名 : 正林国際特許商標事務所  
所在地 : 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-25-8  
タカセビル本館  
従業員数 : 170名(弁理士27名)  
ホームページ : <http://www.sho-pat.com/>

### 日時の後には証拠・証明の基本。 電子公証サービスを利用すれば、 情報を、速く、安く、手軽に、 しかも、秘密事項は秘密のまま 保護できる。

- 特許で保護できない情報を保護することにより、お客様から感謝される。
- 「最初の安心」を提供できる。
- 手軽に保護ができるため、保護の促進が図れる。
- 秘密情報の保護が身近なものになり、秘密情報保護の良い循環が構築される。

「先使用权による保護」という謳い文句がありますように、電子公証サービスを利用すれば発明や著作物が安価で手軽に保護できます。保護できるのは、発明や著作物だけではありません。ちょっとした社内文書やメモのようなものまで手軽に保護でき、その費用対効果は良好です。さらに、電子公証サービスを手軽に利用するということを通じて、秘密情報を確実に保護する風潮が社内に生まれ、それが高まっていくようになります。

#### 導入の経緯

特許対象でない発明や特許されない発明は、山ほどあります。また、失敗例として、その会社にとっては次なる発想を生む貴重な財産なのです。

我々のクライアントの中では、予算が十分でない状態の中で特許出願を断念した発明の扱いに困っている方が居られました。出願を断念した発明の中には、特許性は薄いものの、実施技術に近いものもあったからです。そうした技術が競合他社にとられては大変です。

そうしたときに活用できるのが公証制度です。それによって、攻めることはできなくても、守ることができます。そして、それと同様の効果が手軽に得られるのが、電子公証サービスだということが分かりました。しかも安価で、ボリュームディスカウントもあります。

我々のお客様の中には、ボリュームディスカウントの対象とならない方々もおられました。そこで、我々がボリュームディスカウント料金で請け負って手数料をいただく、ということで、お客様との間でwin-winの関係が構築できると考えたのです。

#### 採用のポイント

いくつか試行をする段階で、本サービスの紹介と我々のビジネスモデルの提示をしたところ、思わぬ提案が生まれました。契約書の原案や会議の議事録まで、気軽に確定日付をとる必要性が示唆されたのです。

むろん、著作物を初めとして、社内のノウハウや技術説明書、引継書あたりの需要は存在するであろうことは予測していたのですが、これは意外でした。なぜなら、需要があるのは創作や技術ノウハウが含まれているものに限られるとばかり思っていたからです。

このような経緯から、「「確実な時間認証が安く手軽にできる」という利点を理解してもらえれば、需要は無尽蔵にある」と確信し、お客様との間でwin-winの関係を構築するべく、このサービスを採用したというわけです。

現在、正林国際特許商標事務所では、クライアント様を対象に、1件単位に電子公証サービスを提供いたしております。

電子公証サービスに関する詳しい情報はこちらへ

<http://www.jnotary.com/>



株式会社  
日本電子公証機構

Digital Notarization Authority Co., Ltd.


〒130-0013 東京都墨田区錦糸二丁目14番6号  
TEL 03-5819-3871 FAX 03-5819-3873  
E-mail [info@jnotary.com](mailto:info@jnotary.com)

#### 営業品目


##### 1、電子公証サービス

- ① 先使用权立証支援サービス
- ② カルテ電子化保存支援サービス
- ③ アクセスログ保全証明サービス
- ④ 電子ファイルの保全証明サービス
- ⑤ 電子契約支援サービス
- ⑥ 電子ファイル保存サービス
- ⑦ 電子ファイル共有交換サービス

##### 2、電子認証サービス

- ① 電子署名法 特定認証業務 電子証明書発行サービス 
- ② ビジネスユース電子証明書発行サービス

##### 3、ソフトウェア

- ① 電子署名/タイムスタンプ一括付与・一括検証ソフトウェア 

##### 4、コンサルティングサービス

- ① デジタル情報のセキュリティに関するコンサルティング

